

さいたま市障害者雇用促進企業からの物品等調達実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う物品及び建設工事に伴うものを除く業務委託（以下「物品等」という。）の調達において、障害者の雇用の促進を図ることを目的とし、障害者の雇用に努める市内の企業から物品等を積極的に調達する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者及び精神障害者に規定する者をいう。
- (2) 障害者雇用促進企業 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 第5条に定める登録の有効期間において、物品納入等または業務委託に係るさいたま市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - イ 市内に本店を有すること。
 - ウ 市内に有する事業所において、雇用する障害者数(法第43条第3項から第5項まで及び法第71条の規定により算出したもの。)について、次のいずれも満たすこと。
 - (ア) 申請日の属する月の初日において雇用する障害者数を当該日における常用労働者数で除した数が100分の4.0以上
 - (イ) 申請日の属する月以前の12か月の初日において雇用する障害者数の合計を各月初日の常用労働者数の合計で除した数が100分の4.0以上
 - (ウ) 申請日の属する月以前の12か月の初日において雇用する障害者数が2人以上

(障害者雇用促進企業の登録の申請)

第3条 障害者雇用促進企業の登録を受けようとする者は、障害者雇用促進企業登録申請書(様式第1号)に障害者雇用状況計算書(様式第2号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(障害者雇用促進企業の登録等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、障害者雇用促進企業に適合すると認めるときは、障害者雇用促進企業の登録を行うとともに、その

旨を障害者雇用促進企業登録決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、障害者雇用促進企業に適合しないと認めるときは、理由を付してその旨を障害者雇用促進企業登録却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の登録は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日付けで行うものとする。

（登録の有効期間）

第5条 障害者雇用促進企業の登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、登録の有効期間の初日となる日が4月1日以外の日である場合は、当該初日となる日の属する年度の3月31日までとする。

（登録事項の変更）

第6条 障害者雇用促進企業の登録を受けた者は、登録された内容について変更が生じた場合には、速やかに障害者雇用促進企業登録変更（廃止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消）

第7条 市長は、障害者雇用促進企業の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、障害者雇用促進企業登録取消通知書（様式第6号）により通知する。

- (1) 第2条第2号ア又はイの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

（障害者雇用促進企業の周知）

第8条 市長は、登録した障害者雇用促進企業名簿を作成し、これを公表するものとする。

（随意契約における取扱い）

第9条 市長は、随意契約により物品等を調達しようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者雇用促進企業に登録された者を積極的に指名するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関し

て必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による登録の申請及びこれに関して必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条、第4条、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。